

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、庁内各部局はもとより、市民・事業者や関係機関などとの連携・協力により、全体的・総合的な推進を図る必要があります。

このため、以下に示す体制により、関係者が一体となって計画を推進するものとします。

1) 市民、事業者等との連携による計画の推進

環境の保全を図るためには、行政による施策の実行だけでなく、施策に対して市民や事業者等が協力し、それぞれの役割と責任を自覚して環境保全に率先して取り組むことが必要です。

そのため、計画の推進母体として市民・事業者・行政等が一体となり体制を構築した「ふくしま環境基本計画推進協議会」において、引き続き、環境施策の推進方策や進捗管理などに対する意見や提言を協議します。

また、本市としても、実際に環境に関する活動に取り組む市民・事業者等の視点で環境施策の検討を行い、より適切で有効な施策を展開できるよう努めます。

2) 環境審議会

環境審議会は、「福島市環境審議会条例」に規定する市長の諮問機関であり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者などの12名以内で組織されます。

本審議会において、環境基本計画等の報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

3) 庁内の推進体制（福島市環境政策推進連絡会議）

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、関係部局間の連携・調整が不可欠です。

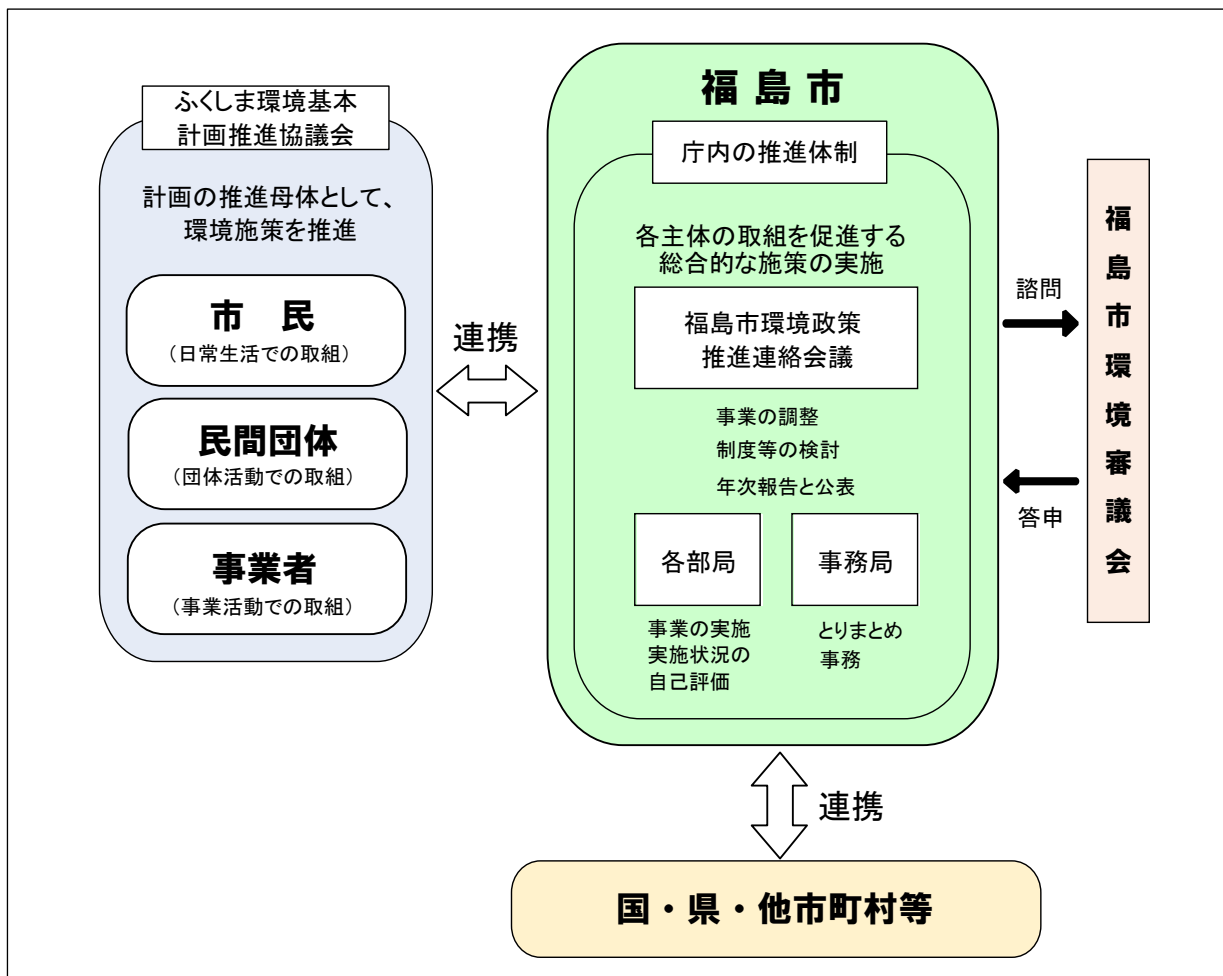
総合的かつ計画的な推進を図るため、環境政策推進連絡会議等において、各施策の進行状況の把握や評価・分析、関係部局間の連携・調整、分野横断的な取組や連携企画の立案など、全庁的な取組を推進します。

4) 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で、国、県、関係機関、隣接する地方公共団体などと積極的に情報共有を行い、密接な連携を図ることが重要です。

特に、大気汚染や水質汚濁、河川、原子力災害、地球温暖化問題などについては、市域を超えた広域的な取組が必要であるため、今後も国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

<計画の推進体制のイメージ>



第2節 計画の進行管理

1) 計画の評価・分析

本計画の進捗状況について、定期的に評価・分析を行うことにより、本市の環境施策について継続的な見直しや統計データ等の根拠に基づく立案を行うものとします。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて把握します。この方法は、①計画（Plan）、②実行（Do）、③評価・分析（Check）、④見直し・立案（Act）という手順（サイクル）を基本的に1年単位で繰り返し実践することにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

また、計画の評価・分析を行う際には、基本施策ごとに設定した進行管理指標を活用するとともに、SDGsで示すゴールも見据えて実施することに努めます。

2) 評価・分析、結果の報告

本計画の進捗状況は年次報告として、庁内における環境政策推進連絡会議において調査・検討するとともに、環境審議会に報告し、意見・指導などを受けるものとします。

年次報告では、計画の全体的な進捗状況、施策の実施状況、環境改善状況などを踏まえて、目標の達成状況を評価・分析するとともに、その結果をもとに、施策や事業の見直し・立案を定期的に検討します。

年次報告の結果については、各年度の「福島環境」として科学的エビデンスを含めてホームページなどを通して市民、事業者に対して公表します。

3) 環境情報の提供

市民、事業者、行政の連携・協力による環境保全の取組を進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

このため、広報やホームページなどを積極的に活用し、市民、事業者に対して環境に関する情報提供を行います。

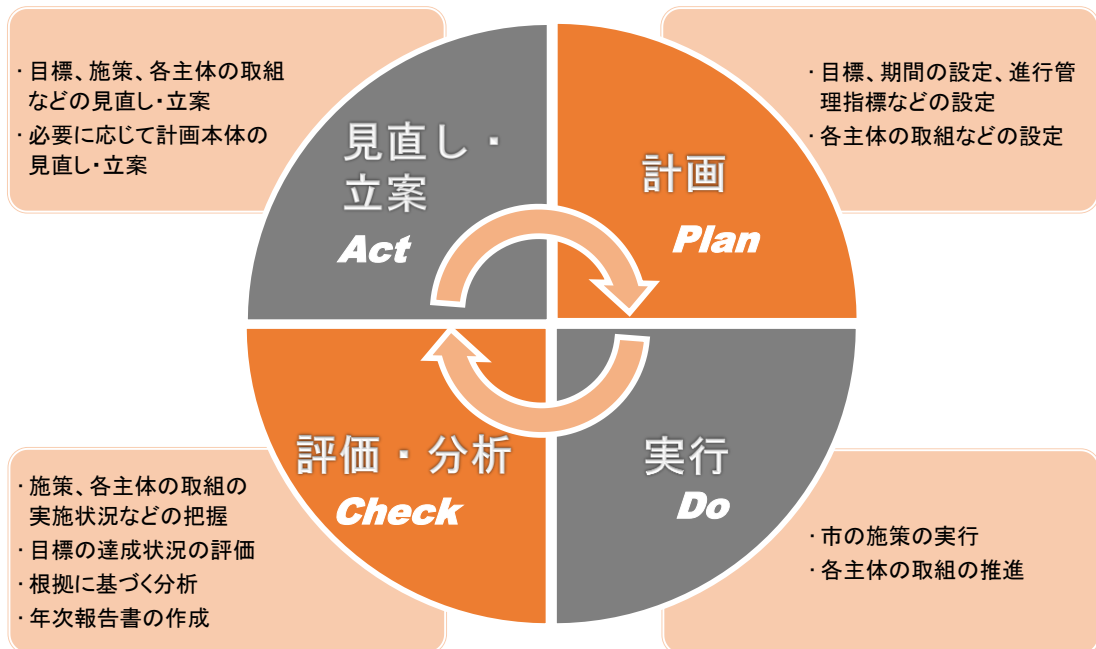
4) 計画の見直し

福島市環境基本計画は、計画期間の更新・延長に際して見直しを行います。

また、計画の進捗状況に関する客観的データ、評価・分析の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合には、関係機関と協議の上、計画の見直しを検討します。

なお、本計画は、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において策定したものであることから、本計画で定めた各施策の実施や進行管理指標の運用に当たっては、状況の変化等に応じて柔軟かつ適切に対応します。

<環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクル>



福島市 環境部 環境課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

T E L (024) 535-1111 (代表)

内線 3715・3716

(024) 525-3742 (直通)

F A X (024) 563-7290

Eメール kankyou@city.fukushima.fukushima.jp